

令和3年(2021年)5月6日

札幌市内大規模小売事業者の皆様

北海道知事 鈴木 直道
札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染拡大防止のための配慮について（お願い）

日頃から北海道政及び札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルスの今後の更なる感染拡大を防ぎ、医療提供体制の負荷を軽減させるため、北海道は、5月11日までの間を「ゴールデンウィーク特別対策期間」として、より強い措置を講じることを決定し、市内飲食店事業者の皆様には営業時間の短縮を、市民の皆様には改めてステイホームの徹底などを、札幌市民以外の方についても札幌との不要不急の往来を控えていただくことをお願いしているところです。

しかしながら、札幌市内においては、変異株の影響もあり、ゴールデンウィークに入ってから新規感染者は増加し、それに伴い入院患者数や重症患者数の急激な増加傾向が続いており、通常の医療提供にも影響が及ぶなど危機的な状況となっております。

こうした状況を踏まえ、昨日（5月5日）、北海道および札幌市では、それぞれ新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、現状21時までとじていただいている札幌市内飲食店における営業時間について、本日（5月6日）から20時までとじていただく要請を行うことと決定したところです。

皆様には、市内の人流を抑制し、人と人との接触の機会を減らすため、これまでも新型コロナウイルス感染症の拡大防止にご協力いただいているところでございますが、現状の医療提供体制の危機的な状況を鑑み、より強力に人流を抑制していく必要があることから、別紙の取組事例をご参考の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、国により、札幌市がまん延防止等重点措置に適用された場合、事業者の皆様には別添の要請を行うことが想定されますのであらかじめ申し添えます。

【本通知のお問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課

担当：高橋、牛嶋

Tel 011-211-2372 Fax 011-218-5130

北海道経済部地域経済局中小企業課

担当：杉田、鎌田

Tel 011-204-5341 Fax 011-232-8127

【別紙】

小売事業者における感染防止対策の取組事例

- 1 曜日や時間帯による特売やキャンペーンなどの自粛
- 2 混雑の誘引につながる広告の自粛
- 3 混雑時間帯の情報提供によるオフピークタイムでの来店呼び掛け
- 4 1グループ1人又は少人数での来店呼び掛け
- 5 混雑時の入店制限の実施
- 6 顧客に対する来店前の検温呼び掛け
(店舗において検温を実施している場合は検温への協力依頼)
- 7 レジ前や入店前における行列位置の指定
- 8 入出店時の消毒の徹底呼び掛け
- 9 換気設備や窓の開閉等による換気の徹底
- 10 従業員の手指消毒や買い物カゴ・トイレなど店舗内の消毒・清掃の徹底

※感染拡大防止にあたっては、人の流れを可能な限り抑えることが必要であることから、事業者の皆様におかれましては、特に、1～4の取組について、特段のご配慮をいただきますよう重ねてお願い申し上げます。